



行政書士ADRセンター東京

2020年1月14日
行政書士ADRセンター東京

終活・遺言・相続のペットトラブルをADRで解決！ ～行政書士ADRセンター東京開設10周年記念シンポジウム～ (後援 法務省、東京都、目黒区、日本行政書士会連合会) 開催のお知らせ

東京都行政書士会が運営する「行政書士ADRセンター東京」(以下「当センター」という。)では、2019年5月25日に開設10周年を迎えたことを記念し、2020年3月7日(土)、10周年記念シンポジウムを開催いたします。今回のシンポジウムは毎年恒例となった「ペットトラブルシンポジウム」の内容を拡大し、三部制にて開催いたします。

第一部は、講師に東京大学法学部・大学院法学政治学研究科 垣内秀介教授をお招きして基調講演を行います。日本におけるADRの現在と将来や当センターが採用する「対話促進型調停」の現状と可能性などについて講義いただきます。また、当センターの10年間の振り返りも行います。

第二部及び第三部は、終活・遺言・相続を巡るペットトラブルをテーマに行います。第二部ではペットのための終活・遺言・相続の基礎知識やトラブルの実情、予防策や解決方法などについて各専門家よりお話しいただきます。第三部は終活・遺言・相続を巡るペットトラブルをテーマにした模擬調停を行います。このシンポジウムを通じて、トラブルになる前の予防策やトラブルの解決には「調停(話し合い)」という方法があることを、多くの方々に知っていただけたら幸いです。

なお、一般社団法人ペットフード協会の「全国犬猫飼育実態調査(平成30年)」によれば、全国で飼育されている犬と猫を合わせた数は約1,855万頭(犬約890万頭、猫約965万頭)と推計されている一方、総務省統計局の平成31年4月1日現在の子ども(15歳未満)の数は1533万人で過去最少であり、ペットの数が子どもの数を上回る結果となっています。また、令和元年9月15日現在の高齢者(65歳以上)の数は3588万人で過去最多となっている一方、東京都福祉保健局の「東京都における犬及び猫の飼育実態調査の概要(平成29年度)」によれば、犬・猫の飼育者が飼いきれなくなったときのために「(準備していることは)ない」という回答が73.1%で最も多く、「ある」の17.3%を大きく上回る結果となっています。

これらのことから、少子高齢化が進む日本においてペットの存在がとても大きなものとなっている一方、いざというときに備えてのペットのための準備が十分ではないことが伺えました。そこで当センターでは、終活・遺言・相続を巡って起こるペットの問題を共に考え、事前にトラブルを防ぐ方法やトラブルになってしまった場合の解決方法を提案するためのシンポジウムを開催することにいたしました。

【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京(センター長 光永 謙太郎)
〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 <https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>
TEL: 03-5489-7441 (受付時間 火・木・土曜日 10:00~16:00) FAX: 03-5456-6839
広報担当 山本恵美子、大槻美菜

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。

終活・遺言・相続のペットトラブルを ADR で解決！ ～行政書士 ADR センター東京開設 10 周年記念シンポジウム～ 概要

■日 時：2020 年 3 月 7 日（土） 13:30～16:30（受付：13:00～）

■内 容：

第1部：基調講演 日本におけるADRの現在と将来：対話促進型調停の現状と可能性

講師 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科 教授 垣内 秀介 様

行政書士 ADR センター東京 10 年間の振り返り

行政書士 ADR センター東京 光永 謙太郎センター長

第2部：終活・遺言・相続のペットトラブルに関する専門家たちによる講義

講師 東京都福祉保健局 東京都動物愛護相談センター 所長 近藤 寛伸 様

特別養護老人ホームさくらの里山科 理事長/

「看取り犬・文福の奇跡」著者 若山 三千彦 様

行政書士/終活カウンセラー上級 石川 裕一 様

第3部：終活・遺言・相続のペットトラブルをテーマにした模擬調停

■会 場：東京都行政書士会「行政書士会館」地下講堂

■参加費：無料

■主 催：行政書士 ADR センター東京

■後 援：法務省、東京都、目黒区、日本行政書士会連合会

■お申込み方法：ホームページ (<https://adr.tokyo-gyosei.or.jp>) 又はお電話にてご予約ください。

会場「行政書士会館」のご案内

住所：東京都目黒区青葉台 3-1-6

電話：03-3477-2881

アクセス：

- ①JR「渋谷駅」西口から、徒歩約 13 分
- ②JR「渋谷駅」西口バスター・ミナル 34 番より
東急バス「上町」行きに乗車、
「大坂上」バス停下車、徒歩約 3 分
- ③京王井の頭線「神泉駅」から、徒歩約 8 分



行政書士 ADR センター東京とは

行政書士 ADR センター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第 30 号）を取得している調停実施機関です。調停では、専門のトレーニングを受けた行政書士が調停人となり、トラブル解決をサポートいたします。

ADR とは

ADR（裁判外紛争解決手続）とは、「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第一条）とされており、仲裁手続や調停手続などがこれにあたります。

対話促進型調停とは

中立公正な第三者である調停人が当事者同士による話し合いや交渉の進行役を担い、対話を促進していくタイプの調停です。各当事者自らが自身の想いや意見、希望を直接伝え合い、納得いくまで話し合いをして、双方ともに満足できる解決策を探していきます。そのため時間はかかりますが、紛争当事者の満足度は高くなりやすいと考えます。